

国際結婚家族の現状と課題に関する一考察

：沖縄県における事例から

古波蔵香咲花

要 約

本研究では、沖縄県における国際結婚の現状をもとに主な課題について考察した。その結果、夫婦間の課題として、言語や文化、生活習慣などの違いによって生じる①お互いの主張の理解不足、②精神的・情緒レベルの気持ちの疎通不足、③生活上でのくい違い、④妻側の経済的な弱さ、⑤家族などのインフォーマルな支援不足などがあげられた。また支援にかかわる外国人ソーシャルワーカーによるソーシャルワーク実践上の課題として、異文化、異言語による①コミュニケーションの困難さ、②主訴の理解の困難さ、③社会資源の不足などがあげられた。

キーワード：国際結婚、離婚、家族、外国人、沖縄、ソーシャルワーク

はじめに

今日、国際化、グローバリゼーションの進展に伴い、日本における外国人登録者数は増加傾向にあり、2007年度の外国人登録者数は2,152,973人（総人口の1.69%）で、2008年度の数は、2,217,426人（総人口の1.74%）と過去最高を更新している。また、沖縄県の外国人登録者数も2007年度8,914人、2008年度9,126人と増加傾向にある（法務省 2009）。

特に、本県は、1946年から1947年までの間、米軍統治下であり、現在も日本全体の75%の米軍基地が集中している。そのため外国人登録者数以上の外国人（在沖米軍人、軍属、家族）が存在する。そのような環境のなかで、沖縄の女性とアメリカ人男性との国際結婚も多く生じてきた。

国際結婚では、互いに異なる社会、文化、家庭的背景があるため不一致が生じることもあり、それが、家族、女性、児童の固有の問題へと関連することがある。

これまで、本県においては、1999年度に「米軍基地から派生する女性の諸問題調査事業」を実施しており（おきなわ女性財団 2004）、女性及び子どもの抱える問題を明らかにしている。それ以後は特に関連した調査、報告などはみあたらないが、現在でも、在沖米軍関係者との国際結婚による問題を抱え解決できずにいる女性たち、それによって派生する問題が存在するという事を見聞きする。

I 研究の目的と方法

この研究の目的は、全国及び沖縄県における国際結婚の現状を明らかにすると同時に、国際結婚夫婦の有する課題、またそれらを支援する側の課題等について明らかにすることである。研究の方法として、全国及び沖縄県における国際結婚に関する統計資料及び「平成11年度 米

軍基地から派生する女性の諸問題調査事業報告書』、沖縄県における支援の事例などを対象とし、その分析をもとに、現状の整理及び課題について考察をおこなった。

II 結果と考察

1. 国際結婚の状況

ここでは、国籍別の婚姻、離婚状況について、1997年から2008年までの統計資料をもとに、全国、沖縄別に次の項目で見えていくこととする。はじめに婚姻状況については、(1)婚姻件数について、(2)国籍の組み合わせ別婚姻状況について、(3)「夫日本人・妻外国人」「妻日本人・夫外国人」の組み合わせによる婚姻状況について、次に離婚状況については、(4)離婚件数における夫婦の組み合わせ別の推移を1)離婚件数に占める「夫婦とも日本人」と「夫婦の一方が外国人」の離婚件数の割合の推移について、2)「夫婦の一方が外国人」に占める「夫日本人・妻外国人」と「妻日本人・夫外国人」の離婚件数の割合の推移についてわけてみていく。

(1) 婚姻件数

1997年から2008年までの全国及び沖縄県の婚姻件数(図-1)についてみると、全国の場合、2000年(798,138件)、2001年(799,999件)が最も多く、2001年から2005年(714,265件)にかけては減少している。また2006年(730,971件)に増加、2007年(719,822件)に減少し、2008年(726,106件)に再び増加している。

次に、沖縄県についてみると、2000年(9,077件)、2001年(8,990件)が最も婚姻件数が多く、2000年から2003年(8,494件)にかけて減少している。また2003年から2006年(8,853件)にかけては増加しているが、2007年(8,620件)に一旦減少し、2008年(8,898件)に再び増加している。

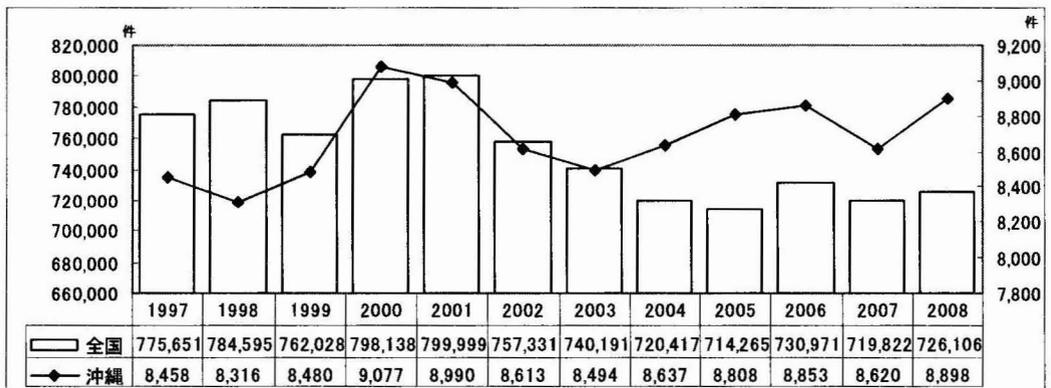


図-1 婚姻件数(全国、沖縄)1997年から2008年まで

出所：厚生労働省「人口動態調査 1G 上巻 婚姻 第9.20表 夫妻の国籍別にみた(都道府県)年次別婚姻件数」(1997～2008)より作成

全国、沖縄とも2000年、2001年は12年間のうち婚姻件数が多く、全国は、2001年から2005年にかけて減少傾向にあるが、沖縄県の場合は2003年から2006年にかけて増加しており、全国、沖縄とも2007年には減少するが2008年には再び増加している。

(2) 国籍の組み合わせ別婚姻状況

日本における総婚姻件数のうち「夫婦の一方が外国人」の件数（図-2）についてみると、全国の場合、その件数は1997年（28,251件）から2006年（44,701件）にかけて増加傾向にあるが、2007年（40,272件）、2008年（36,969件）と減少傾向にある。

一方、沖縄県の場合は、1998年（367件）から2000年（422件）にかけて増加しており、2000年から2003年（387件）にかけて減少している。また、2003年から2004年（438件）にかけて再び増加し、2004年から2007年（380件）にかけて減少し、2008年（387件）には再び増加している。

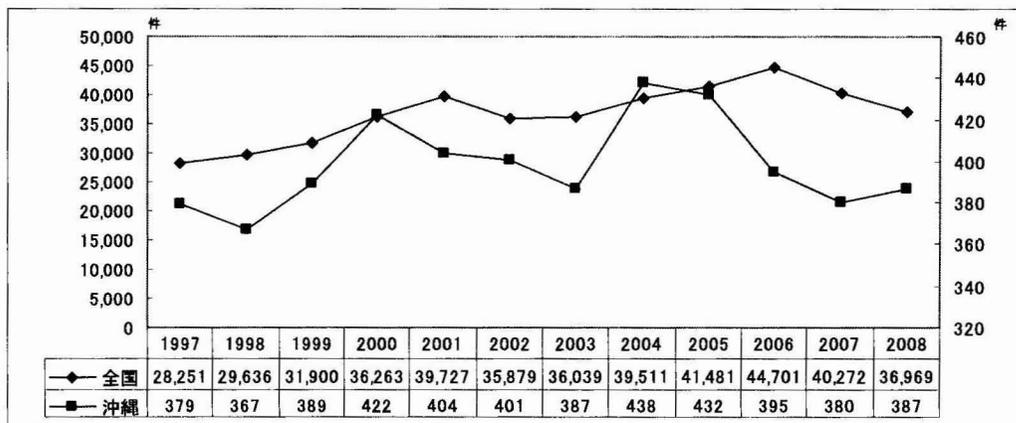


図-2 夫婦の一方が外国人婚姻件数（全国、沖縄）1997から2008まで

出所：厚生労働省「人口動態調査 夫妻の国籍別にみた都道府県（18大都市再掲）別婚姻件数」（1997～2008）より作成

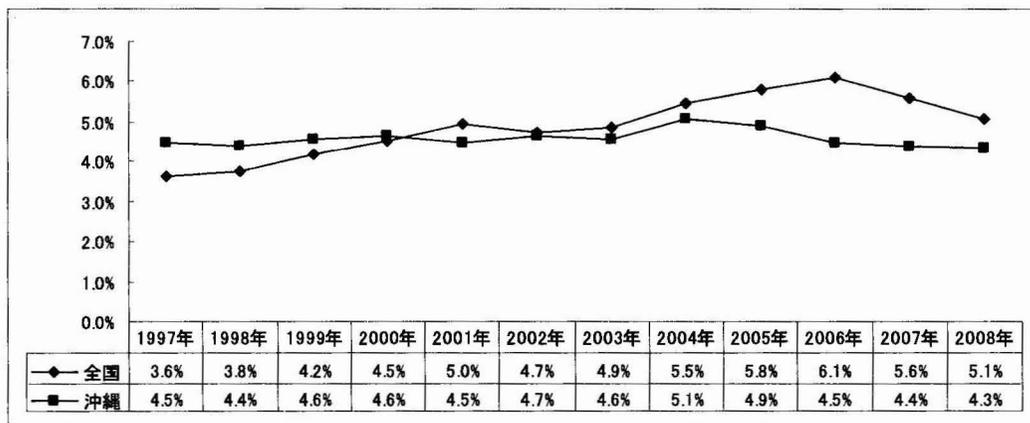


図-3 夫婦の一方が外国人比率（全国・沖縄）1997から2008まで

出所：厚生労働省「人口動態調査 夫妻の国籍別にみた都道府県（18大都市再掲）別婚姻件数」（1997～2008）より作成

さらに、「夫婦の一方が外国人」の総婚姻件数に占める比率（図-3）をみると、全国の場合、1997年から2006年にかけては、3.6%から6.1%と増加傾向にあるが、2007年（5.6%）、2008

年(5.1%)と減少傾向にある。沖縄県の場合は、1997年から2003年までは、4.4%から4.7%の間を占め、比率にそれほど差はないが、2004年に5.1%と最も高くなり、その後2004年から2008年にかけて減少している。

全国の場合、婚姻件数と比率の推移の傾向は類似しているが、沖縄県の場合のその傾向は、必ずしも類似していない。特に2004年から2007年にかけては、件数、比率ともに減少傾向にあるが、2008年においては、婚姻件数は多いが、その比率は少ない。

(3) 「夫日本人・妻外国人」「妻日本人・夫外国人」の組み合わせ別による婚姻状況

ここでは、夫婦の組み合わせ別についてみる。はじめに、全国の「夫日本人・妻外国人」の組み合わせによる婚姻状況についてみると、1997年から2008年までの「夫日本人・妻外国人」

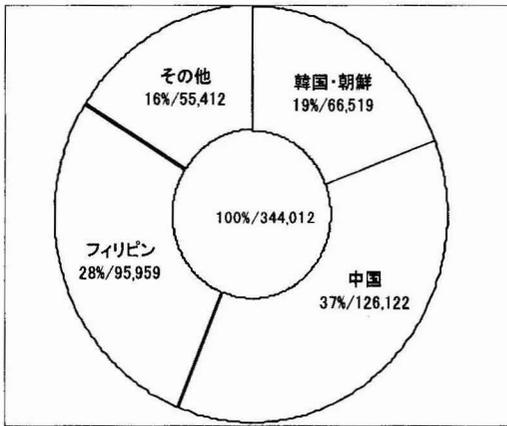


図-4 「夫日本人・妻外国人」1997～2008 合計 (全国)

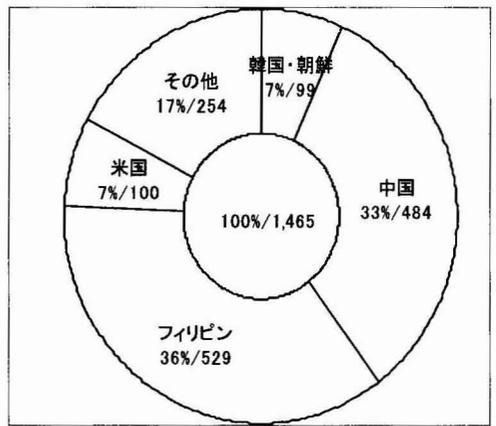


図-5 「夫日本人・妻外国人」1997～2008 合計 (沖縄)

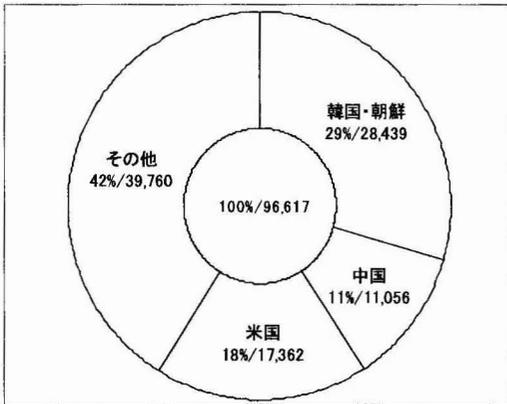


図-6 「妻日本人・夫外国人」1997年～2008年の合計 (全国)

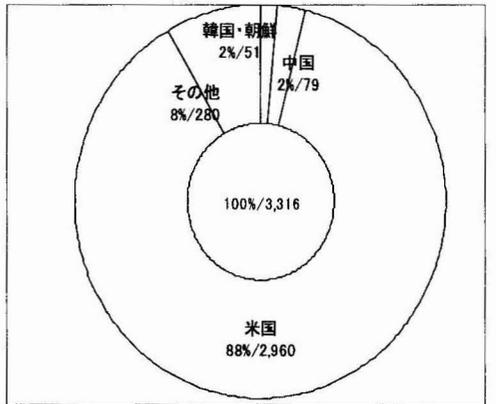


図-7 「妻日本人・夫外国人」1997年～2008年の合計 (沖縄)

出所：厚生労働省「人口動態調査 1G 上巻 婚姻 第9.18表 夫妻の国籍別にみた年次別婚姻件数」(1997～2008)より作成

の組み合わせによる婚姻件数の合計は、344,012件(図-4)であり、同じく1997年から2008年までの「妻日本人・夫外国人」の組み合わせによる婚姻件数の合計は、96,617件(図-6)とな

り、「夫日本人・妻外国人」の組み合わせによる婚姻件数が多い。

一方沖縄県の状況では、「夫日本人・妻外国人」の組み合わせによる婚姻件数の合計は1,465件（図-5）であり、「妻日本人・夫外国人」の組み合わせによる婚姻件数の合計は、3,316件（図-7）となり、「妻日本人・夫外国人」の組み合わせによる婚姻件数の合計が多い。

さらに、1997年から2008年までの婚姻件数の合計に占める夫が日本人である場合の国籍別夫婦の組み合わせによる婚姻件数の合計の割合についてみると、全国の場合（図-4）は、「日本人夫・中国人妻」（126,122件、37%）、「日本人夫・フィリピン人妻」（95,959件、28%）、「日本人夫・韓国・朝鮮人妻」（66,519件、19%）の順に多く、沖縄県の場合（図-5）は、「日本人夫・フィリピン人妻」（529件、36%）、「日本人夫・中国人妻」（484件、33%）、「日本人夫・米国人妻」（100件、7%）、「日本人夫・韓国・朝鮮人妻」（99件、7%）の組み合わせ順に多い。

つづいて、「妻日本人・夫外国人」の組み合わせを同様にみると、全国の場合（図-6）は、「韓国・朝鮮人夫・日本人妻」（28,439件、29%）、「米国人夫・日本人妻」（17,362件、18%）、「中国人夫・日本人妻」（11,056件、11%）の組み合わせ順に多く、沖縄県の場合（図-7）は、「米国人夫・日本人妻」（2,960件、88%）、「中国人夫・日本人妻」（79件、2%）、「韓国・朝鮮人夫・日本人妻」（51件、2%）の組み合わせ順に多い。

1997年から2008年までの12年間における婚姻件数の合計は、全国の場合、「夫日本人・妻外国人」の組み合わせが多く、その組み合わせでは、「夫日本人・妻中国人」、「夫日本人・妻フィリピン人」、「夫日本人・妻韓国人」の順で多く、沖縄県の場合、「妻日本人・夫外国人」の場合が多く、「妻日本人・夫米国人」が88%を占めている。

（4）離婚件数における夫婦の組み合わせ別の推移

次に、離婚率¹⁾についてみると、最近の全国的な離婚率の傾向としては、2005年（2.08%）から2008年（1.99%）と減少傾向にあり、沖縄県の場合も2005年（2.71%）、2008年（2.6%）とやや減少傾向にあるが、離婚率の高さは他都道府県と比較しても常に高い状況である²⁾。

以下、上記のような離婚状況のなかで、主に1)離婚件数に占める「夫婦とも日本人」と「夫婦の一方が外国人」の離婚件数の割合の推移について、2)「夫婦の一方が外国人」の離婚件数に占める「夫日本人・妻外国人」と「妻日本人・夫外国人」の離婚件数の割合の推移についてみていく。

1) 離婚件数に占める「夫婦とも日本人」「夫婦の一方が外国人」の離婚件数の割合の推移

離婚件数に占める「夫婦とも日本人」である割合の推移（図-8）についてみると、全国の場合、1997年から2008年にかけて減少しており、沖縄県については、1997年から2008年間の1999年、1997年が高い。12年間にかけて特に上下の変化はないが、2004年には一旦減少し、2005年、2006年と増加傾向にある。その後2007年、2008年と減少し横ばい状況にある。

次に、離婚件数に占める「夫婦の一方が外国人」である割合の推移（図-9）についてみると、全国の場合、1997年から2008年にかけて4.1%から7.5%へと増加傾向にあり、沖縄県の場合、1998年（3.7%）、2004年（3.9%）と高く、2004年から2006年（3.3%）にかけて減少傾向にあるが、2007年、2008年とも4.0%へと増加し横ばい状況にある。

2) 「夫婦の一方が外国人」に占める「夫日本人・妻外国人」「妻日本人・夫外国人」の離婚件数の割合の推移

「夫婦の一方が外国人」の離婚件数に占める「夫日本人・妻外国人」の離婚件数の割合の推

移(図-10)についてみると、全国の場合は、1997年(3.2%)から2008年(6.0%)にかけて上昇している。沖縄県の場合は、1999年(0.9%)から徐々に上昇しており、2004年、2005年(1.6%)と上昇し横ばい状況にあり、2006年(1.3%)には一旦減少するが、2007年(1.7%)、2008年(1.9%)と再び上昇している。

「夫婦の一方が外国人」の離婚件数に占める「妻日本人・夫外国人」の離婚件数の割合の推移(図-11)についてみると、全国の場合は、1997年(0.9%)から2008年(1.4%)までと上昇傾向にある。

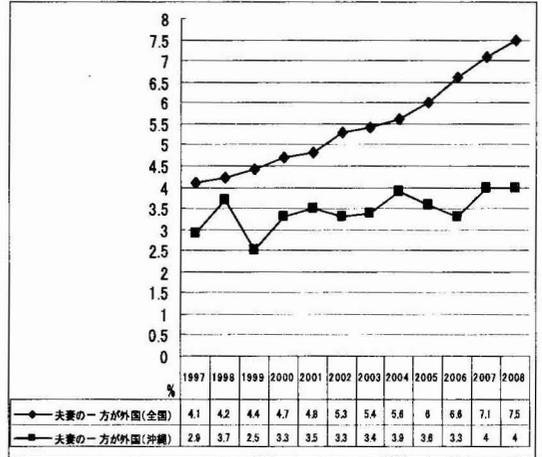
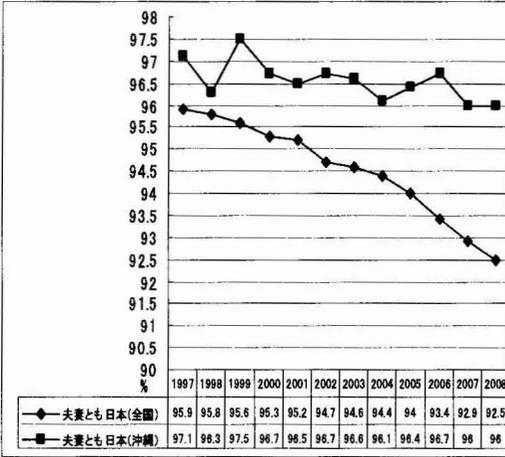


図-8 「夫婦とも日本人」の離婚件数/離婚件数×100

図-9 「夫婦の一方が外国人」の離婚件数/離婚件数×100

出所：厚生労働省「人口動態調査 2006 1H 上巻 離婚 第10.1.3表 夫妻の国籍別にみた年次別離婚件数及び百分率」「人口動態統計 夫婦の国籍別にみた都道府県別離婚件数」(1997～2008)より作成

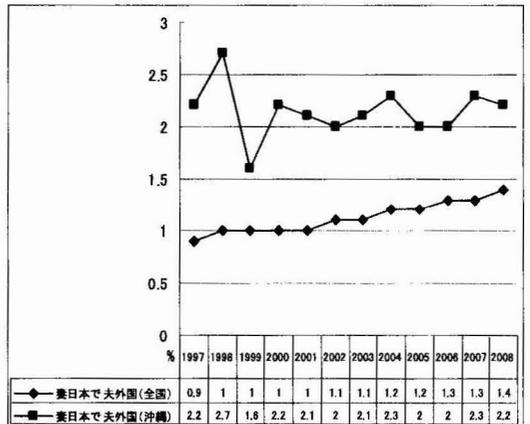
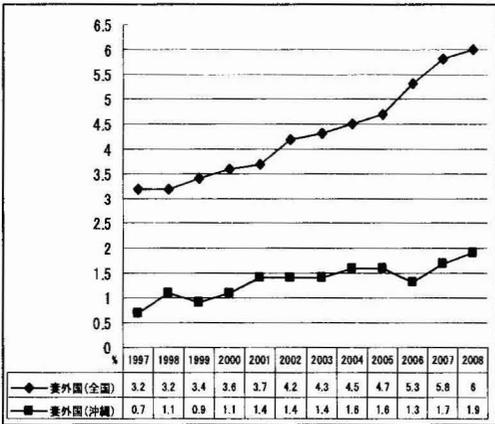


図-10 「夫日本人・妻外国人」の離婚件数/「夫婦の一方が外国人」の離婚件数×100

図-11 「妻日本人・夫外国人」の離婚件数/「夫婦の一方が外国人」の離婚件数×100

出所：厚生労働省「人口動態調査 2006 1H 上巻 離婚 第10.1.3表夫妻の国籍別にみた年次別離婚件数及び百分率」「人口動態統計 夫婦の国籍別にみた都道府県別離婚件数」(1997～2008)より作成

沖縄県の場合は、1998年(2.7%)、2004年、2007年(2.3%)が高く、1999年(1.6%)が最も低い。2004年(2.3%)から2006年(2.0%)にかけては減少するが、2007年(2.3%)には一

且増加し、2008年（2.2%）には再び減少している。

全国では、「夫日本人・妻外国人」（3.2%～6.0%）のほうが、「妻日本人・夫外国人」（0.9%～1.4%）の組み合わせより離婚件数の割合が高く、沖縄県の場合は、「妻日本人・夫外国人」（1.6%～2.7%）のほうが、「夫日本人・妻外国人」（0.7%～1.9%）より離婚件数の割合が高い。

全国的には、「夫婦の一方が外国人」の離婚件数に占める「夫日本人・妻外国人」「妻日本人・夫外国人」組み合わせによる離婚件数の割合は上昇しており、「夫日本人・妻外国人」（3.2%～6.0%）のほうが、「妻日本人・夫外国人」（0.9%～1.4%）より高い。沖縄県の場合も、「夫日本人・妻外国人」については上昇傾向にあり、「妻日本人・夫外国人」については、1997年から2008年の間、1.6%から2.7%の間を上下繰り返しており、2008年は再び減少傾向にあるが、「夫日本人・妻外国人」（0.7%～1.9%）の割合より高い。

2. 国際結婚夫婦間に生じる問題

ここでは、国際結婚による女性が抱える問題について『平成11年米軍基地から派生する女性の諸問題調査事業報告書』をもとにみていく。

当報告書のなかでは、児童扶養手当受給者（母子家庭）に対してアンケート調査を実施しており、その対象者のなかから、「夫が外国人の女性」を抽出し、さらに「死別」、「遺棄」、「未婚」（内縁関係）あるいは、「離婚」によりひとり親となった女性に分け、その女性が「抱える問題」についてあげている。そのなかで、夫が外国人であり、「離婚」、「未婚」によるひとり親の女性の「こどもが生まれた時、または別居時、離婚時の悩み・不安について」をみると、「経済的問題」「子どもの親権や戸籍・国籍などの法律的なこと」「自分の就職」「子どもの就学・進学」「自分の親や親戚との関係」の順に多く、全体の67.3%を占めている（沖縄県 2009:23）。

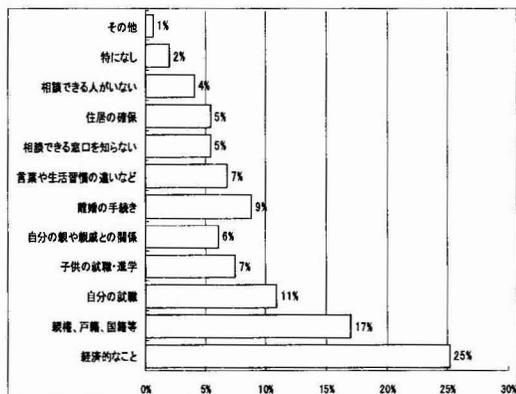


図-12 離婚によりひとり親となった女性の抱える問題

「こどもが生まれた時、または別居時、離婚時の悩み・不安について」

出所：『米軍基地から派生する女性の諸問題調査事業報告書』より作成

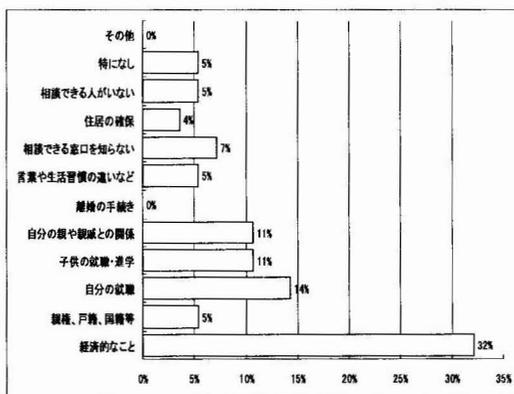


図-13 未婚によりひとり親となった女性の抱える問題

「こどもが生まれた時、または別居時、離婚時の悩み・不安について」

また、「離婚」、「未婚」によるひとり親女性別に分けてみた場合、「離婚によるひとり親女性の抱える問題」（図-12）としてあげられている主なものが、「経済的なこと」「親権、戸籍、国籍等」「自分の就職」「離婚の手続き」「子どもの就職・進学」等であり、「未婚によるひとり

親女性の抱える問題」(図-13)としてあげられている主なものは、「経済的なこと」「自分の就職」「子供の就職・進学」「自分の親や親戚との関係」等である(沖縄県 2009:23)。

さらに「離婚によるひとり親女性」の抱える「現在の悩み」(図-14)についてみると、「経済的なこと」「仕事と家庭の両立」「子どもの将来」「自分の健康」「自分の就職」が主に多く、「未婚によるひとり親女性」の「現在の悩み」(図-15)については、「経済的なこと」「子どもの将来」「仕事と家庭の両立」「自分の健康」「自分の就職」が主に多い(沖縄県 2009:25)。

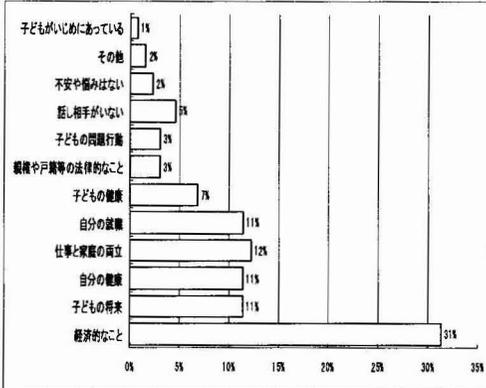


図-14 離婚によりひとり親となった女性の抱える問題
(現在の悩み)

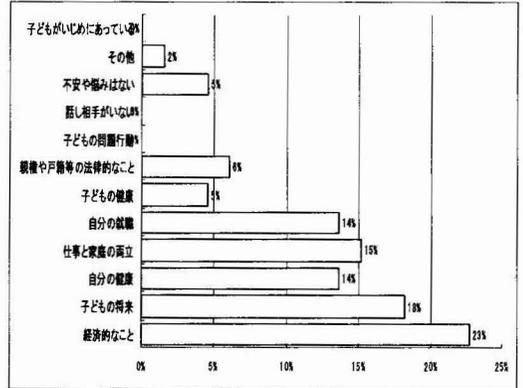


図-15 未婚でひとり親の女性の抱える問題
(現在の悩み)

出所：『平成11年度米軍基地から派生する女性の諸問題調査事業報告書』より作成

「未婚」、「離婚」両者とも、「子どもが生まれたとき、または別居時、離婚時の悩み・不安」として「経済的なこと」を主にあげており、「現在の悩み」についても、「未婚」、「離婚」両者とも「経済的なこと」が最も多く、その次に「子供の将来」や「仕事と家庭の両立」等をあげている。

3. 事例³⁾

ここでは、沖縄県内における国際結婚夫婦(米国人夫、日本人妻)の3つの事例をみていく。

(1) 事例1

〈夫婦の状況〉

妻の年齢：50歳，国籍：日本，出身地：沖縄県，現在の夫以前に婚姻歴があり，仕事をしている．英語で日常のコミュニケーションは可能である．妻の両親は健在であるが，経済的に支援が必要である．夫の年齢：55歳，国籍：アメリカ，現在の妻以前に婚姻歴あり．元米軍所属で，現在は無職である．10年以上沖縄へ居住し，日本語でのコミュニケーションは可能である．

〈妻の抱える問題〉

夫が精神的，性的な暴力を振るう．夫には収集癖があり，家の中には物があふれており，片付いていない．家の中で犬を飼っており，夫がその犬の世話をしているため悪臭がする．そのため妻は家で生活することが困難な状況である．また夫は必要ときに金銭の援助をしてくれない．夫との離婚については考えたことはあるが，経済的に不安であるため離婚することができない．夫へ発言するのが怖い．

〈夫の認識状況〉

収集癖については、「ただ単にあるものをみつけたのもってかえってきただけである」性的暴力については「特に性的に暴力をおかしているのではなく、夫婦としての愛情表現である」「特に自分には問題があるとはおもってはいない」「妻のことは愛している」と言い、犬の世話については「犬に対して愛情があり妻がそれほどいやがっているとは思っていなかった」とのことである。

〈対応しているアメリカ人ソーシャルワーカーの課題〉

現在この夫婦には米軍基地内のソーシャルワーカーが対応しているが、同じ英語を話す夫とはコミュニケーションができるが、日本語が主である妻に対しては、妻の主訴が真実かどうか判断できない。また米軍基地内の相談機関が主に軍人とその家族を対象にした支援機関であり、退役軍人とその家族は対象外である。夫は既に軍を退役しているため、基地外の特に日本側の機関へ支援をつなげたいが、その資源や情報がないこと、また言語の違いによりコミュニケーションができないためつなげることができないことが主な課題としてあげられる。

(2) 事例 2

〈夫婦の状況〉

妻の年齢：28歳、国籍：日本、沖縄県外の出身で現在無職である。英語は少し話せる。妻の家族は沖縄県外に在住である。夫の年齢：23歳、現在米軍所属で、日本語は話せない。

〈妻の抱える問題〉

夫は、収入のうち数万円しか家計に入れず、残りは自分の趣味に使用している。そのため今後の生活に強い不安を感じている。母国語の違いにより、夫との細かい意思疎通ができない。これまで、夫と十分な話し合いをしたことがない。また話し合いを試みても、夫がそれに応じてくれない。夫との離婚を考えたこともあるが、今後経済的に不安なので離婚もできない状況にある。

〈夫の認識状況〉

夫は妻との関係について「妻との結婚を解消するつもりはない」「妻がなぜ悩んでいるのかわからない」「妻とは、コミュニケーションをとっているつもりである」とのことであった。

〈対応しているアメリカ人ソーシャルワーカーの課題〉

夫が自分の妻の泣いてわめいている様子を見て、精神的に問題があるのではないかとソーシャルワーカー、カウンセラーへの支援を求めているが、妻が何を考えているのか、何が問題なのか、言語の違いで十分なコミュニケーションができないために理解ができていない。もし、女性に精神的な問題があるのであれば、基地外（日本側）の資源へつなげたいと考えている。

(3) 事例 3

〈夫婦の状況〉

妻の年齢：34歳、国籍：日本、沖縄県外出身、現在無職。妻の家族は県外へ在住している。妊娠9ヶ月目で出産前である。英語はある程度話せる。夫の年齢：22歳、米軍所属。日本語は話せない。

〈妻の抱える問題〉

夫が暴力を振るう。夫が結婚前に話していた内容と結婚した後の内容に違いがある。夫がお金を渡さない。夫は、自分より親との関係性が強く、二人の間に常に親の意見が反映される。現在暴力を受けている身で離婚したほうがよいとすすめられているが、生まれてくる子供を日

本人として育てるべきか、アメリカ人として育てるべきか迷っている。今後の生活費などについて不安である。

〈対応しているアメリカ人ソーシャルワーカーの課題〉

妻の意思が不明である。生まれてくる子どものためにも離婚したほうが良いのではないかということの判断に基づき、離婚について軍側弁護士も含めて対応する予定であったが、女性のほうがそれに対して消極的であるため中断している。女性が何を支援して欲しいのか理解できない。

以上の3つの事例から、国際結婚夫婦に生じる問題としてみえてきたことは、①言語に違いがあるため、お互いの主張を十分に理解できていない、②精神的・情緒的なレベルでの気持ちの疎通ができていない、③習慣、文化の違いにより、生活面でのかい違いが生じている、④女性が経済的に男性を頼っている状況がある、④家族などの支援者が身近にない状況であるなどがあげられた。

また、アメリカ人ソーシャルワーカーの支援する側の課題として、①母国語が異なることによるコミュニケーションの困難さがある、②文化的背景の違いがあるため、主訴を理解することが困難であることなどがあげられた。

4. 社会福祉資源について

沖縄県においては、1958年以降から1997年まで「外国人との間の福祉の問題」を専門的に取り扱う機関として国際福祉相談所が存在していた。そこでは主に国際結婚・離婚・夫婦間の調整、国籍・戸籍・認知・親権者変更、教育・扶養・養育費、外国からの文書取り寄せ・連絡・消息、国際養子縁組・家庭調査などを取り扱っていた⁴⁾。

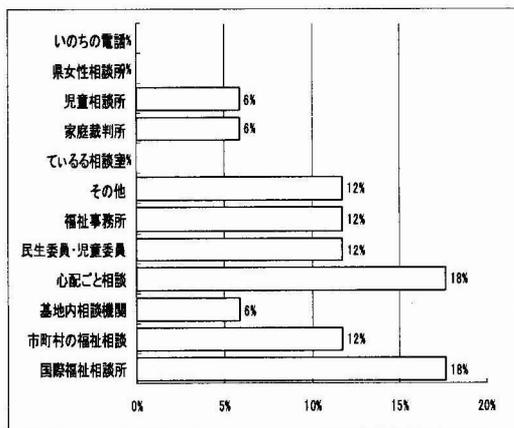
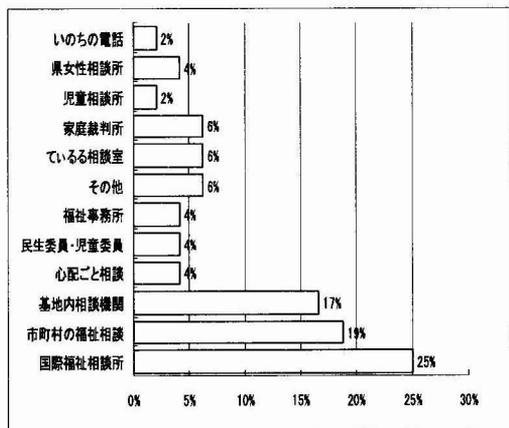


図-16 離婚によるひとり親となった女性が利用した相談機関

図-17 未婚によりひとり親となった女性が利用した相談機関

出所：『平成11年度米軍基地から派生する女性の諸問題調査事業報告書』より作成

また、『平成11年度米軍基地から派生する女性の諸問題調査事業報告書』のなかでも、「夫が外国人の女性」で、「未婚」あるいは、「離婚」によりひとり親となった女性が問題を抱えた際の「利用した相談機関」についての項目では、「離婚」によるひとり親女性が「利用した相談機関」

について（図-16）多く利用されているのが、「国際福祉相談所」で、続いて「市町村の福祉相談」「基地内の相談機関」「ていする相談室」「家庭裁判所」等となっており、「未婚」によるひとり親女性が利用した機関についても（図-17）「国際福祉相談所」「心配ごと相談」が多く、続いて「市町村の福祉相談」「民生委員・児童委員」「福祉事務所」等となっている（沖縄県 2009：26）。

しかし、現在「国際福祉相談所」は閉鎖され、外国人との結婚によって生じる問題に対する相談や支援をおこなう窓口は事実上ないというのが現状である。

IV まとめ

1. 婚姻状況

婚姻件数は、1997年から2008年にかけて、全国、沖縄とも2000年、2001年が最も多いが、2001年から2005年にかけて全国的に件数は減少している。その状況のなかで、沖縄県は2003年から2006年にかけて婚姻件数は増加しており、2007年には一旦減少するが、2008においては、全国も同様再び増加している。また、婚姻件数のなかで、国籍が異なるもの同士の婚姻（国際結婚）の現状についてみると、「夫婦の一方が外国人」の婚姻件数の推移は、全国的に1997年から2006年にかけて増加傾向にあり、2007年、2008年と減少しているが、沖縄県の場合、1997年から2008年の期間の2000年、2004年が最も高く、それ以降は減少しているが、2008年に再び増加している。

また、婚姻件数に占める「夫婦の一方が外国人」である比率についてみると、全国の場合、婚姻件数と比率の推移の傾向は類似しているが、沖縄県の場合は、件数と比率は必ずしも類似していない。1997年から2008年の12年の間をみると、その比率は4.3から5.1%の間を占めており、その変動はそれほど差がない。そのなかで、特に2004年から2007年にかけては件数、比率とも減少傾向にあるが、2008年においては、婚姻件数は多いが、その比率は少ない。

さらに、「夫婦の一方が外国人」の場合の「夫日本人・妻外国人」「妻日本人・夫外国人」の組み合わせによる婚姻件数について1997年から2008年間の数を合計すると、全国の場合は、「夫日本人・妻外国人」の組み合わせが「妻日本人・夫外国人」の組み合わせより多く、沖縄県の場合は、「妻日本人・夫外国人」の組み合わせが多い状況である。

その組み合わせの全国の状況は、「夫日本人・妻外国人」では、中国人妻、フィリピン人妻、韓国人妻の順で多く、「夫外国人・妻日本人」の組み合わせでは、韓国人夫、米国人夫、中国人夫の順で多い。沖縄県については、「夫日本人・妻外国人」の組み合わせでは、フィリピン人妻、中国人妻が最も多く、「妻日本人・夫外国人」の組み合わせでは、米国人夫が88%を占め最も多い。

2. 離婚状況

離婚の現状についてみると、全国、沖縄ともに2005年から2008年にかけて離婚率は減少傾向にあるが、沖縄県は他都道府県と比べ離婚率は全国最上位である。

その中で、「夫婦の一方が日本人」の離婚件数に占める離婚の割合をみると、全国の場合は減少しているのに対して、沖縄県の場合は上昇している。また、「夫婦の一方が外国人」の離婚の割合については、全国は上昇しているのに対し、沖縄県の場合は、2004年から2006年にかけて

て低下しているが、2007年、2008年と上昇し横ばい状況である。

さらに、「夫婦の一方が外国人」の場合について「夫日本人・妻外国人」が「夫婦の一方が外国人」の離婚件数に占める割合は、全国、沖縄とも1997年から2008年にかけて増加している傾向があり、「妻日本人・夫外国人」の占める割合も全国は増加傾向にあるが、沖縄県の場合は、1998年が最も多く、その後2004年から2006年にかけて減少しているが、2007年には一旦増え、2008年には再び減少している。

また、全国では、「夫日本人・妻外国人」のほうが、「妻日本人・夫外国人」の組み合わせより、離婚の割合が高く、沖縄の場合は、「妻日本人・夫外国人」のほうが、「夫日本人・妻外国人」より高い。

3. 国際結婚から生じる問題

離婚によりひとり親となった女性たちが抱える問題としてあげたことに関しては、「経済的なこと」「子供の将来」「仕事と家庭の両立」などが目立ち、国際結婚夫婦に生じる主な問題としては、①言語に違いが有るため、お互いに理解ができていない、②精神的なコミュニケーションができていない、③習慣、文化の違いにより、くい違いが生じている、④女性が経済的に男性を頼っている状況がある、⑤家族からの支援が身近にない状況であるなどがあげられた。

また、アメリカ人ソーシャルワーカーの支援する側の課題として、①母国語が異なることによるコミュニケーションの困難さがある、②文化的背景の違いがあるため、主訴を理解することが困難であることなどがあげられた。

さらに、沖縄県においては、1958年以降から1997年まで「外国人との間の福祉の問題」を専門的に取り扱う機関として国際福祉相談所が存在しており、実際に「夫が外国人の女性」で、「未婚」あるいは「離婚」によりひとり親となった女性たちが問題を抱えた際に、主に「利用した相談機関」では、「国際福祉相談所」が多いのが現状であった。しかし、現状では、それに相当する相談機関は存在していない。

4. 今後の課題

以上、国籍が異なる者同士の婚姻、離婚の状況、派生する問題についてみてきた。その現状をふまえて今後の課題について述べる。

第一に、沖縄県の国籍別婚姻の組み合わせは、配偶者がフィリピン人、中国人、米国人と多く、子供が誕生し国際結婚家族が構成されることもあり、その夫婦、家族が生活していくうえで生じる問題も多くある。これらの家族の課題として、上記3つの事例にみるように、経済的、距離的等の理由から、家族からの支援が身近に少ないこと、支援にかかわったアメリカ人ソーシャルワーカーの事例のように、異文化、異言語のなかでのソーシャルワーク実践の課題もある。したがって、今後、外国人を含む家族に配慮した制度、それに対応できるソーシャルワーカーや支援機関・団体などが必要である。

第二に、報告書及び事例による国際結婚夫婦に生じる問題として①言語に違いがあるため、お互いの主張を十分に理解ができていない、②精神的・情緒的なレベルでの気持ちの疎通ができていない、③文化、習慣の違いにより、生活面でのくい違いが生じていることがあげられた。そのことから、両者の言語壁の克服、コミュニケーションの上の努力、習慣、文化の違いを理解しあうことが必要である。

第三に、沖縄県の国際結婚の組み合わせでは、「外国人夫・日本人妻」の組み合わせが多く、特に、「米国人夫・日本人妻」の組み合わせが88パーセントを占めている。離婚の状況については、「夫外国人・妻日本人」の組み合わせのほうが「妻外国人・夫日本人」の組み合わせより離婚する割合が高いという状況である。さらに事例及び報告書でみたように、女性が経済的に男性を頼っており、「離婚したいが離婚できない」状況があること、女性が抱える問題と悩みとして「経済的なこと」最も多くあげられていたことから、主に女性が離婚をすることにより、経済的に問題を抱えやすいことがわかる。したがって、それらを予防できる策が必要である。

注

- 1) 年間離婚届件数/10月1日現在日本人人口×1,000（人口千人あたりの1年間の離婚件数）
- 2) 厚生労働省（2009）「2008人口動態調査 都道府県別にみた年次別離婚率（人口千対）」によると、2005年（全国2.08%、沖縄2.71%）2006年（全国2.04%、沖縄2.68%）2007年（全国2.02%、沖縄2.71%）2008年（全国1.99%、沖縄2.6%）となっている。
- 3) 2005年から2007年にかけてアメリカ人ソーシャルワーカーとかがかわった事例より。事例の記載については、当事者のプライバシー保護の観点から、考察に影響がない範囲において一部修正を加えた。
- 4) 瀧岡直美（1997.2.16）講演資料『国際福祉相談所の活動を通して見えたもの』（場所：沖縄国際大学）より。

引用文献

- 法務省（2009）「2008末現在における外国人登録者統計について【表3】都道府県別外国人登録者数」（<http://www.moj.go.jp/PRESS/090710-1/090710-1.html> 2009.10.12）
- おきなわ女性財団（2004）『日米結婚・離婚・子どものためのハンドブック』沖縄県総務部知事公室男女共同参画室
- 沖縄県（2000）『平成11年度 米軍基地から派生する女性の諸問題調査事業報告書』沖縄県総務部知事公室男女共同参画室，pp.19-26

Current Status and Issues of International Marriages and Families: A study from cases in Okinawa

Kosaka Kohagura

Abstract

This study describes the current status and discusses issues of international marriages and families. The findings of issues for international married couples and families are the following:

1. A lack in understanding of each other's assertion due to the language barrier.
2. A lack of communication on the mental and emotional level.
3. Discrepancy between each other due to culture and customs difference.
4. The lack of economical independence for the woman.
5. Lack of informal assistance.

Furthermore, through the social work practice in different cultures and different languages there are:

1. Difficulty in communication.
2. Difficulty in understanding the client's main complaint.
3. Lack of social resources.

Keywords: international marriage, divorce, family, foreigner, Okinawa, social work.